

## 証券投資信託の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

このたび弊社では、下記の証券投資信託につきまして、投資信託約款に基づき信託終了日を繰り上げ、2023年9月21日をもって投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）する予定ですのでお知らせ致します。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託「SBI・GS NextGen（次世代通信）」

### 2. 信託終了（繰上償還）の理由

本ファンドにつきましては、信託約款第49条において、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、書面決議の成立（本議案の可決）をもって信託を終了（繰上償還）させることができるとしています。

本ファンドの受益権口数は、2021年8月31日の設定以来、信託約款に定める繰上償還の基準である10億口を下回る状態が継続し、2023年6月22日現在の受益権総口数は約7千万口となっております。今後、本ファンドの信託財産の大幅な増加は見込み難く、効率的な運用の継続が困難な状況であると考えられることから、弊社としましては、このまま運用を継続するよりも繰上償還を選択することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

### 3. 書面決議の手続き及び日程

①受益者の確定日	2023年7月20日（木）
②書面による議決権の行使期限	2023年8月14日（月）弊社到着分まで有効
③書面による決議の日	2023年8月15日（火）
④信託終了日（予定）	2023年9月21日（木）

本議案の議決権の行使については、2023年7月20日（木）現在の受益者の方\*を対象にしております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決され、その場合、本ファンドは2023年9月21日（木）をもって信託終了（繰上償還）となります。

\*2023年7月18日（火）までに取得申込の受付を完了された方が対象となります。

以上

2023年7月19日

SBIアセットマネジメント株式会社  
東京都港区六本木一丁目6番1号